平成２６年（フ）第９８号
東京都福生市南田園２丁目16番地福生団地12―812
破産者　尾川　治雄
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第９９号
埼玉県熊谷市広瀬325番地リヴァージュ参番館303
破産者　尾川　謙一
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０８号
東京都日野市平山４丁目18番地の１都営日野平山４丁目アパート１―106
破産者　浅山　夏美
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１１９号
東京都三鷹市野崎３丁目20番８号第３雅清荘５
破産者　高橋　敬三
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１９０号
横浜市港北区綱島東３丁目10番41号　ヴィラ・クローバー112号
破産者　株式会社アットデータ
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７号
富山市大泉町１丁目６番15号、開始決定時の住民票上の住所富山市婦中町広田5656番地
破産者　ＮＥＸＴ　ＷＯＲＫこと　大浦　　司
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４３２号
岐阜県本巣市石原53番地６
破産者　小原　隆裕
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１６８号
松江市東出雲町錦浜583番地19
破産者　株式会社アルファ・テン
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６９号
松江市東出雲町出雲郷650番地
破産者　永島　秀明
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２号
岡山市南区泉田１丁目５番17号、旧住所岡山市南区当新田312番地５
破産者　片山　幸子
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５２号
山口市小郡花園町１番９号　ＭＳＫビル２階
破産者　株式会社ＭＳＫレメディエーション
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３号
徳島県阿南市中林町東40番地
破産者　杉本海運有限会社
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所阿南支部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１３５０号
東京都台東区元浅草３丁目11―５―301
破産者　浦田　哲二
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７６５号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷２丁目１番47号
破産者　丸木興業建設株式会社
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１７６６号
千葉県鎌ケ谷市鎌ヶ谷１丁目７―18―506、開始決定時の住所千葉県鎌ケ谷市初富本町２丁目13―12
破産者　鈴木　幸三
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３６２４号
東京都足立区千住４丁目20番10号
破産者　亡織畑和夫相続財産
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６５３２号
東京都足立区千住宮元町30番５号
破産者　大島食品株式会社
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８３５０号
埼玉県所沢市糀谷265―３
破産者　石井　幸夫
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９５４号
東京都八王子市別所２丁目46―３―102
破産者　立石　義博
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９１０９号
東京都台東区台東４丁目22番４号
破産者　株式会社エールプランニング
1　決定年月日　平成26年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部